

損傷時復原性要件の代替措置に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 CS 編

改正事項

損傷時復原性要件の代替措置に関する事項

改正理由

損傷時復原性に関する要件について、国内法に基づき、2009年4月15日付で関連する鋼船規則等を改め、日本籍の内航貨物船であって、規則等に定められる代替措置に適合する船舶は、損傷時復原性の要件を適用しなくても差し支えない旨規定した。

代替措置として要求される浸水警報装置について、2009年4月9日付国海安第199号の2により、その設置位置及び検知器の要件を明確にする改正がなされた。

今般、国海安第199号の2に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

日本籍の内航貨物船について、損傷時復原性要件の代替措置として要求される浸水警報装置の設置位置及び検知器に関する要件を明確にするよう改めた。